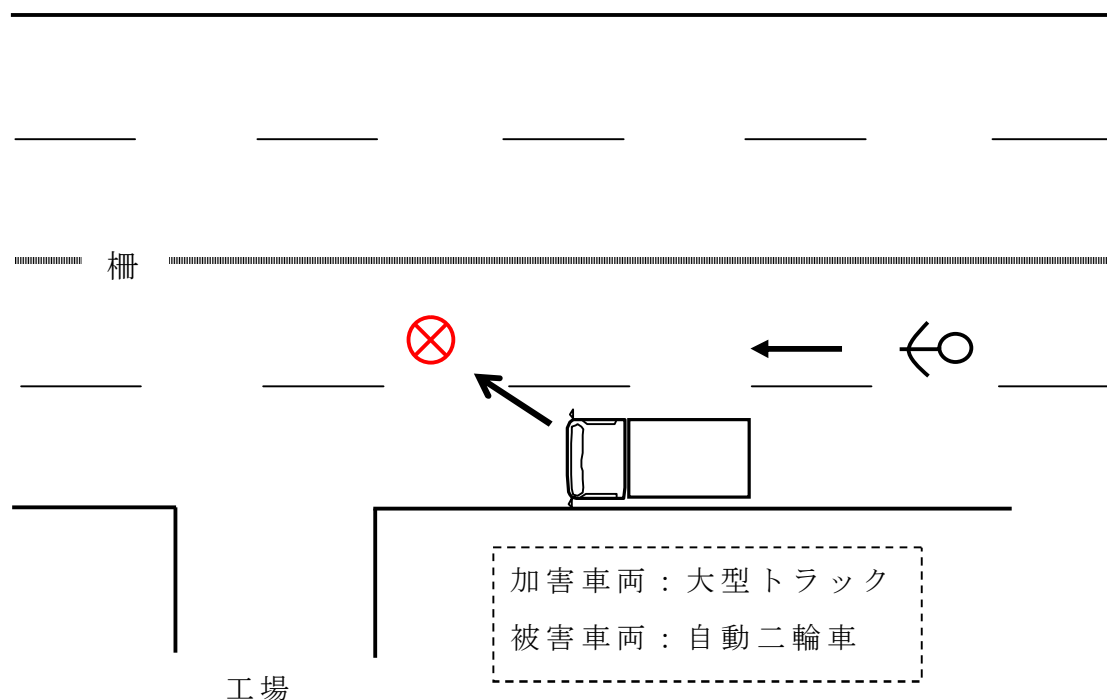


事例 4

駐車していた車両が発進したため、後方を走行していた車両に危険を与えた例

事故状況図



事故状況の説明

被害者が骨折の重傷を負った案件。

被害車両は自動二輪車、時速 50 キロ(制限速度も時速 50 キロ)で走行車線を走行していた。前方に大型貨物車が駐車していたが、突然、発進し、被害者は衝突を避けるため急制動をかけた。そのため被害者は転倒し、加害車両に衝突した。

判例タイムズに掲載されていない類型である。最も近い類型は 176 図であり、被害者の基本過失割合は 20%とされている。

経過

1 審判決は被害者の過失割合は 10%と判断した。双方控訴したが、過失割合は変わることなく 10%で和解が成立した。

ポイント

176 図は車両が双方走行中の事案である。駐車車両が発進したと言う場合は異なる要素が存在する。

駐車している車両は突然、発進して走行中の車両の進路妨害をしてはならない。車線変更しようとしている車両も後続車の進路妨害をしてはならないのと同じであるが、その要請は駐車車両のほうがより強いと言えよう。被害者過失が 20%でなく、10%となった理由はそのあたりにあると思われる。

なお、被害者は加害車両がウインカーを点灯していなかったと主張したのであるが、その主張は認められなかった。仮に、主張が認められたならば被害者の過失はゼロとなった案件である。